



卸勤務薬剤師会のページ

平成26年度日本医薬品卸勤務薬剤師会「フォーラム」 会員発表の概要紹介

平成26年度フォーラムは、40都道府県から東京会場83名・大阪会場102名、関係者43名と併せて合計228名の会員・関係者の出席にて開催した。

東京薬科大学理事長今西信幸先生に「薬学6年制の現況と展望～今後の薬剤師合格率の動向について～」を講演いただき、その後、「商品に関わる適正管理」をテーマにブロック会員発表を行った。会員発表の後、参加者をグループに分けグループディスカッションとグループ発表を実施し、全員参加のフォーラムを終了した。

以下に、ブロック会員発表の概要を紹介する。

演題1

毒物劇物販売と危害防止対策 ～貯蔵陳列、譲渡・運搬、事故対応など～



甲信越ブロック（新潟県支部）
アルフレッサ㈱長岡支店
三好 慧

【概要】

新潟県では、平成10年8月に同県で発生したアジ化ナトリウム混入事件を受け、平成12年3月に「新潟県毒物及び劇物取締法施行条例」を制定しており、毒物劇物の取扱いについては他県と比較して厳重に規定されている。

そこで、新潟県が例示している毒物劇物危害防止規定に記載の項目を参考に、毒物劇物の適正な管理を行うことが出来ているか、新潟県の医薬品卸6社24事業所に対して、アンケート調査を行った。アンケート項目は、①貯蔵陳列設備、②譲受・譲渡、③管理帳簿、④運搬と廃棄、⑤事故発生時の措置、⑥従業員の教育および訓練、である。

その結果から、以下の3つの課題が挙げられた。

- ・貯蔵陳列設備で地震等における薬品容器の転倒・転落を防止する対策にばらつきがある。
- ・譲受書の受領や使用目的の記載など、卸業者間で統一されていない。
- ・事故発生時の措置や、危害防止に必要な教育・訓練などの対策にばらつきがある。

毒物劇物はその化学物質の特性から毒性や劇性が強く、少量でも身体を著しく害し、その取扱いには十分な知識と危害防止対策が必要である。課題への今後の取組として、まず行うべきことは、飛散・流出等の防止対策

及び応急措置対策の強化や、営業担当者・商品管理者・配送者といった実際に商品を扱う者に対する危害防止教育の徹底であり、これらの継続が毒物劇物を取り扱う上で重要であると考えられる。

演題2

医薬品等の商品回収



中国ブロック（広島県支部）
【東京会場】
㈱エバルス 薬事情報室 薬事情報グループ
山根仁美
【大阪会場】
㈱サンキ 薬事情報室
山脇慶一

【概要】

「医薬品等の商品回収」では、MSや商品担当者に対して回収情報の伝達や回収指示を行う役割に支店長（営業所長）や管理薬剤師が位置づけられているが、現在、各社においては様々な手順で回収業務を行っている。

この度、中国ブロックにおいて「医薬品等の商品回収」に管理薬剤師がどのように関わっているかアンケートを実施し、自社が回収情報を案内しているお得意先の範囲は適切かなどの疑問点を考えてみることにした。

調査の結果、回収の指示からメーカー送品まで幅広い薬剤師の関わりによって必要な回収が確実に実施され、保健衛生上の問題が生じないよう実施できていることが明らかになった。ただ、メーカーMR等から回収の案内が無い薬剤師が存在し、支店により薬剤師とメーカー

MRとの関係で回収情報の伝達にバラツキが見られた。また、回収情報を案内しているお得意先の範囲については、お得意先のニーズや情報提供の必要性、患者対応などから該当ロット以外の同一規格のロット先へも案内している卸が多いが、違う規格が納入されているお得意先への案内はそれほど多くないことから、改善の余地があることが再認識された。

商品回収は手間のかかる作業ではあるが、卸の使命として必要な業務であり、これまで以上にしっかり義務を果たすことが求められる。商品回収をより適正に実施するためには薬剤師の役割は非常に大事と言える。

演題3

麻薬の適正使用に向けた地域協力



北海道ブロック
㈱モロオ 事業開発本部医薬管理室
宗本晴子

【概要】

北海道麻薬協会（以下、麻薬協会）は会員卸7社で構成され、麻薬取扱い業務に関して様々な活動を行っている。最近の取組

みとして、①「麻薬取扱いの手引」を毎年発行し、②平成25年4月より「麻薬譲受証の記載例」を作成し、お得意先に配布している。また、麻薬協会の依頼により、平成24年8月10日付で北海道保健福祉部医務薬務課より、「麻薬の譲り渡し及び譲り受けについて」という通知（以下、通知）を出していただいた。

今回、麻薬協会発行資料や通知の活用度と事例等を調査するために、北海道の麻薬業務所に勤める管理薬剤師を対象にアンケートを実施した。麻薬協会発行資料①、②は、いずれも9割程度が活用していた。一方、通知の認知度は約8割、お得意先への利用は4割にとどまった。利用しなかった理由は、該当するお得意先が無い事が一番の要因だった。通知を活用することで、同時交換、押印、譲受証の記載内容について、改善したという結果が得られた。しかしながら譲受証に不備な点がまだ散見するため、手引、記載例や通知の更なる活用と啓発が必要である。

その他、営業所間の譲受譲渡やメーカー発注についても様々な意見が寄せられた。

管理薬剤師個人、あるいは卸一社での活動では上手くいかなくても、卸全体として、問題点や成功事例を共有し、また対策を考えてゆくことによって、少しでも改善することが出来る。今後も、麻薬協会と協力しながら、適正な麻薬販売を行っていきたい。

演題4

秋田県支部における戻り品について



東北ブロック（秋田県支部）
㈱メディセオ 秋田ビル
国安和也

【概要】

秋田県支部における戻り品について現状を調査し課題を把握するために、管理薬剤師へアンケートを実施した。

その結果、大部分の管理薬剤師が戻り品の検品や返品伝票の確認に関与していた。

全体の8割で、開封品および中抜け品を発見した経験があった。開封品等の見落とし防止のために、お得意先から戻り品を受け取る際にMSが良く確認することが重要である。また、メーカーに対して、開封を判別しやすい包装や封の改善を要望する意見が多かった。

保冷品の返品は、品質面から各社ルールにて原則禁止しているが、大部分が条件付きで受け入れたことがあり、その内約半数で在庫減耗になった経験があった。お得意先での保管状態を完全に確認できないため、返品受入しないことが基本であるという意見が多かった。

期限差商品や期限切迫品については、入荷時から期限の短い商品の対応や、一部お得意先で納入後長期間経過した戻り品依頼があることが問題とされた。

商品の包装変更が頻繁に行われているため、検品時の確認や旧包装品の販売に苦勞していることがわかった。メーカーに対して、あまり頻繁な包装変更を控えていただくこと、および旧包装品のメーカー返品対応を要望する意見が多かった。

以上のアンケート結果から、当支部における戻り品についての問題点が把握された。今後、商品の品質確保のために、お得意先やメーカーの協力を得ながら、戻り品の適正な管理に努めていく必要があると思われる。